

綾瀬市環境施策調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市環境基本条例（平成12年綾瀬市条例第18号。）第11条の規定に基づき、綾瀬市環境施策調整会議（以下「調整会議」という。）の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調整会議は、副市長、教育長及び綾瀬市庁議規程（昭和53年綾瀬市訓令第6号）第4条第2項第2号に規定する部長等をもって組織する。

(会長)

第3条 調整会議に会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、環境政策主管課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年3月1日から施行する。
(綾瀬市環境問題連絡調整会議設置要綱の廃止)
- 2 綾瀬市環境問題連絡調整会議設置要綱（平成5年9月1日施行）は、廃止する。
(綾瀬市環境施策推進本部設置要綱の廃止)

3 綾瀬市環境施策推進本部設置要綱（平成11年5月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。